

# 西台中学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は板橋区立西台中学校PTAといい、事務所を同校内（板橋区高島平 1-4-1 03-3934-4501）に置く。

## 第2章 目 的 及 び 活 動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の教育の向上を図り、その福祉を推進することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1、教育問題の研究討議及び教育活動への協力
- 2、生徒の教育活動、校外生活の支援
- 3、会員の教養の向上と相互の親睦
- 4、その他本会の目的達成に必要な活動

第4条 本会の会員は本会の名においていかなる宗教、政党また営利的活動は一切行わない。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は本校の生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。

第6条 会費の取り扱いは以下とする。

- 1、本校の会員は生徒一人当たり年額1,200円の会費を納めるものとする。
- 2、教職員からの納入は行わない。
- 3、転入者においては、転入月からひと月100円としての会費を納めること。
- 4、転出者においては、納められたものの返金は行わない。

## 第4章 会 計

第7条 本会の経費は会費、その他の収入を以ってこれに当てる。

第8条 本会の会計は総会によって議決された予算に基づいて行う。

第9条 本会の決算は監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役 員

第11条 本会に役員を置く。

- 1、会長1名
- 2、副会長1名以上
- 3、書記1名以上
- 4、会計1名以上
- 5、会長以外の退役役員は、役員の要請があるとき、運営を妨げることなくその活動を支援することができる。但し、任期は1年とする。

第12条 役員の選出は選考委員会が候補者（新入会員も含む）を選び総会において承認するものとする。

- 1、選考委員会は副会長、書記、会計、会計監査から各1名で構成される。

第13条 役員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第14条 役員の仕事は次の通りである

- 1、会長は本会を代表して会務を統括し、役員会を招集する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故・不在の際はこれを代行する。
- 3、書記は総会、各会義の議事を記録し、各会議について通知する。
- 4、会計は本会の金銭出納に当たる。

## 第6章 会 議

第15条 本会の会議は総会、役員会及び臨時会議とする。

第16条 定期総会は年度初めと年度末に開催する。役員会が必要と認めたととき及び会員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

第17条 定期総会は次の事項を置く。

- 1、年度末 新年度役員選出・承認
- 2、年度初め 決算報告、予算及び活動計画の審議・承認
- 3、その他 会務報告、規約の改廃及びその他重要事項の審議・承認を行う。

第18条 総会は委任状を含め全会員の2分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。

第19条 役員会は総会に次ぐ議決機関で、年度当初に開催しさらに必要あれば随時開催する。

第20条 役員会は会長が必要と認めたとときにこれを開き次の事項を行う。

- 1、総会に提出する議案の調整
- 2、各委員会で立案された事業計画の審議立案
- 3、その他必要な事項の処理

第21条 学校長はすべての会議に出席し協議に参加することができる。

## 第7章 会 計 監 査

第22条 本会に保護者1名以上の会計監査を置く。

## 第8章 顧 問

第23条 本会に顧問を置くことができる。顧問は本会役員経験者で、総会にて承認を得るものとする。

## 第9章 付 則

第24条 本会規約の改正は、総会の承認を得なければならない。

第25条 本会規約を実施するに当たり、細則を設けることができる。細則の改正は、役員会の決議を経て次期総会に報告する。

第26条 本規約は平成16年4月 1日より実施する。

平成16年3月11日	一部改正
平成21年3月10日	一部改正
平成22年3月 9日	一部改正
平成23年3月 4日	一部改正
平成27年3月 5日	一部改正
平成30年3月 2日	一部改正
令和 2年3月 5日	一部改正
令和 2年7月18日	一部改正
令和 3年3月 4日	一部改正
令和 6年3月 7日	一部改正
令和 7年3月 6日	一部改正

## 慶 弔 そ の 他

- 1、本会の会員とその配偶者及び生徒の死亡の場合 10,000円 又は、花輪1基
- 2、これらの規定のほか、会長が特に必要と認めした場合、役員会にて協議・処理し会議にて報告する。